

第65期 定時株主総会招集ご通知

日時

平成30年6月27日（水曜日）
午前10時

場所

大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号
天王寺都ホテル 6階 吉野の間
※末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 取締役賞与支給の件

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ぜひとも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。詳細は2頁をご覧ください。

株主総会に
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による
議決権行使の場合



各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

目次

第65期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 （提供書面）	3
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

株主各位

大阪市平野区西脇2丁目3番15号
日本金銭機械株式会社
代表取締役社長 上 東 洋次郎

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

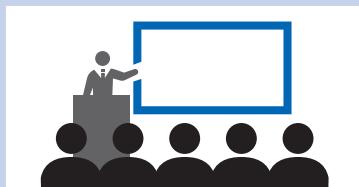
1 日 時	平成30年6月27日（水曜日）午前10時
2 場 所	大阪市阿倍野区松崎町1丁目2番8号 天王寺都ホテル 6階 吉野の間 (末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1.第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第65期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件 第3号議案 取締役賞与支給の件

以 上

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。以下のいずれかの方法により、ぜひとも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

1 株主総会に当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会
開催日時

平成30年
6月27日(水)
午前10時

2 書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



各議案に対する賛否を
表示のうえ投函

行使期限

平成30年
6月26日(火)
午後5時30分
到着

以上

インターネットによる開示について

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、会計監査人が監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ①事業報告（業務の適正を確保するための体制及び運用状況）②連結計算書類（連結株主資本等変動計算書、連結注記表）③計算書類（株主資本等変動計算書、個別注記表）
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.jcm-hq.co.jp/>) に掲載させていただきます。

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	当社における地位、担当	取締役会への出席率 (第65期)
1	再任 かみ ひがし こういちろう 上 東 宏一郎	取締役会長	100% (18回中18回)
2	再任 かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎	代表取締役社長	100% (18回中18回)
3	再任 まき 牧 比佐史	常務取締役 社長補佐	100% (18回中18回)
4	再任 たか がき つよし 高 垣 豪	取締役上席執行役員 経営企画本部長	100% (18回中18回)
5	再任 よし むら やす ひこ 吉 村 泰 彦	取締役	100% (18回中18回)
6	新任 い うち よし ひろ 井 内 良 洋	上席執行役員 生産本部担当	—% (一回中一回)
7	再任 社外 独立役員 Brian Andrew Smith ブライアン・アンドリュー・スミス	社外取締役	100% (18回中18回)
8	再任 社外 独立役員 よし かわ こう じ 吉 川 興 治	社外取締役	100% (18回中18回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かみ ひがし こういちろう 上 東 宏一郎 (昭和32年12月15日生) 再任 在任年数(本総会終結時) 31年 取締役会への出席率(第65期) 100%(18/18回)	昭和53年 4月 当社入社 昭和62年 5月 当社取締役 平成 3年 6月 当社常務取締役 平成 6年 6月 当社代表取締役社長 平成19年 4月 当社取締役 平成19年 6月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 上東興産株式会社 代表取締役	2,707,246株
	取締役候補者とした理由 上東 宏一郎氏は、長年にわたり取締役として経営に参画し、かつ代表取締役社長を務めるなど豊富な経営経験を有し、現在は取締役会長として大所高所からの意思決定と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
	候補者と当社との間の特別の利害関係について 上東 宏一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	かみ ひがし ようじろう 上 東 洋次郎 (昭和34年6月5日生) 再任 在任年数(本総会最終時) 25年 取締役会への出席率(第65期) 100%(18/18回)	昭和59年10月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 平成7年5月 当社取締役海外営業部長 平成18年6月 当社取締役執行役員海外統轄本部長 平成19年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成27年4月 当社グローバルコマース統轄 平成27年7月 JCM EUROPE GMBH.代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) JCM EUROPE GMBH.代表取締役	1,458,283株
	取締役候補者とした理由 上東 洋次郎氏は、海外子会社における経営経験を活かし、現在は代表取締役社長としてグローバルに展開する当社グループの経営に対して統率力を発揮して、果敢な経営判断と業務執行に対する監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
候補者と当社との間の特別の利害関係について 上東 洋次郎氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			
3	まき ひさし 牧 比佐史 (昭和24年2月26日生) 再任 在任年数(本総会最終時) 17年 取締役会への出席率(第65期) 100%(18/18回)	平成3年12月 当社入社 平成13年6月 当社取締役管理本部長 平成19年6月 当社常務取締役(現任) 平成26年6月 当社管理業務全般統轄 平成27年7月 当社ものづくり統轄本部長 平成28年6月 当社生産本部、品質本部、経営企画本部統轄 平成29年6月 社長補佐(現任)	一株
	取締役候補者とした理由 牧 比佐史氏は、長年にわたり財務・経理業務を中心に管理部門を牽引し、広報・IR業務にも対応して、投資家等様々なステークホルダーの視点を踏まえた経営分析及び財務戦略に基づく経営判断と、社長補佐として実効的な業務執行の監督を行っており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。		
候補者と当社との間の特別の利害関係について 牧 比佐史氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	<p>たか がき つよし 高 垣 豪 (昭和36年9月13日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数 (本総会最終時) 5年</p> <p>取締役会への出席率 (第65期) 100% (18/18回)</p>	<p>平成 9年 8月 当社入社</p> <p>平成19年 6月 当社執行役員管理本部副本部長</p> <p>平成23年10月 当社上席執行役員人事総務企画本部長</p> <p>平成25年 6月 当社取締役上席執行役員 (現任)</p> <p>平成25年12月 当社経営企画本部長 (現任)</p>	800株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>高垣 豪氏は、入社以来、総務・法務コンプライアンス・人事関連の業務に従事して当社グループの発展を支えた実績があり、また、現在は取締役として当該業務経験に基づく適切な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>	<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>高垣 豪氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>	
5	<p>よし むら やす ひこ 吉 村 泰 彦 (昭和36年11月26日生)</p> <p>再任</p> <p>在任年数 (本総会最終時) 5年</p> <p>取締役会への出席率 (第65期) 100% (18/18回)</p>	<p>平成 8年 8月 サミー工業株式会社 (現 サミー株式会社) 入社</p> <p>平成19年 4月 サミー株式会社執行役員 兼 株式会社サミーシステムズ代表取締役社長</p> <p>平成21年 5月 JCMシステムズ株式会社取締役社長</p> <p>平成22年 5月 JCMシステムズ株式会社代表取締役社長 (現任)</p> <p>平成25年 6月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>JCMシステムズ株式会社 代表取締役</p> <p>一般社団法人電子認証システム協議会 代表理事</p>	400株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>吉村泰彦氏は、長年にわたる遊技場向機器事業に関する豊富な経験と実績を有し、現在はJCMシステムズ株式会社代表取締役として遊技場向機器事業を統轄する立場から戦略的な意思決定と業務執行に対する監督機能を果たしており、今後もその職務を適切に遂行することが期待されることから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現に向けて、当社取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としております。</p>	<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>吉村泰彦氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
6	<p style="text-align: center;">い うち よし ひろ 井 内 良 洋 (昭和35年5月21日生)</p> <p style="text-align: center;">新任</p>	<p>平成16年 3月 当社入社</p> <p>平成19年 5月 当社海外統轄本部海外統轄部長</p> <p>平成19年 6月 当社執行役員海外統轄本部副本部長</p> <p>平成22年11月 JCM GOLD (H.K.) LTD.代表取締役</p> <p>平成28年 6月 当社上席執行役員生産本部担当 (現任)</p>	7,352株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>井内良洋氏は、入社以来、海外の取引先に対する営業活動に従事し、さらに海外における生産を統轄する子会社の代表取締役を経て、現在は生産部門の責任者を務めるなど、製販両面で当社グループに貢献した実績と経験を有することから、当社取締役として適任であると判断し、同氏を新たに取締役候補者としております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>井内良洋氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
7	<p>Brian Andrew Smith ブライアン・アンドリュー・スミス (昭和21年3月30日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会終結時) 4年 取締役会への出席率(第65期) 100%(18/18回)</p>	<p>昭和44年 6月 カナダ国 外務省入省</p> <p>昭和59年 9月 在米カナダ大使館参事官(エネルギー部門担当)</p> <p>昭和62年10月 在日カナダ大使館参事官(財務、金融部門担当)</p> <p>平成10年10月 カナダ国 大蔵省金融局特別アドバイザー</p> <p>平成17年 8月 カナダ高級技術者評議会理事</p> <p>平成22年 5月 アルタビスタ・コンサルティング・インターナショナル代表</p> <p>平成23年 4月 在日カナダ商工会議所オタワ特別代表</p> <p>平成26年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成30年 4月 在日カナダ商工会議所バンクーバー特別代表(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 在日カナダ商工会議所バンクーバー特別代表</p>	<p>一株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p>			
<p>ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、グローバルに事業展開を行う当社グループに対して、豊富な国際経験に基づく文化的差異に関する洞察力及び専門的な知見を活かした客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p>			
<p>独立性について</p>			
<p>当社は、ブライアン・アンドリュー・スミス氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p>			
<p>ブライアン・アンドリュー・スミス氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			
<p>責任限定契約について</p>			
<p>当社は、ブライアン・アンドリュー・スミス氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
8	<p>よし かわ こう じ 吉川興治 (昭和25年2月8日生)</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立役員</p> <p>在任年数(本総会最終時) 4年</p> <p>取締役会への出席率(第65期) 100%(18/18回)</p>	<p>昭和53年 4月 検事任官(大阪地方検察庁)</p> <p>平成12年 4月 大阪地方検察庁特別捜査部副部長</p> <p>平成16年 4月 最高検察庁検事</p> <p>平成17年 7月 大阪地方検察庁次席検事</p> <p>平成21年 1月 神戸地方検察庁検事正</p> <p>平成22年 1月 検事退官</p> <p>平成22年 3月 弁護士登録</p> <p>平成26年 6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士(馬場・高橋法律事務所)</p> <p>NCS&A株式会社 社外監査役</p>	<p>一株</p>
<p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>吉川興治氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、米国カジノにおけるゲーミングライセンス対応をはじめ、コンプライアンス重視の経営を行う当社グループに対して、法曹としての豊富な経験と専門知識に基づく客観的かつ適切なアドバイスを行っており、取締役の業務執行に対する監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指す当社の社外取締役として適任であると判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者としております。</p>			
<p>独立性について</p> <p>当社は、吉川興治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、当社は同取引所が定める独立性基準とは別に、独自の独立性判断基準を策定しておりますが、同氏は当該独立性判断基準を満たしております。</p>			
<p>候補者と当社との間の特別の利害関係について</p> <p>吉川興治氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。</p>			
<p>責任限定契約について</p> <p>当社は、吉川興治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。</p>			

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社における社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という。）の独立性に関する基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合には、当該社外役員は当社にとって十分な独立性を有するものとみなす。

1. 当社及び当社連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役員及び使用人（監査役を除く。）をいう。以下同じ。）又は過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
2. 当社グループを主要な販売先とする者（当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）であって、直近事業年度における取引額が当該グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な販売先（当社グループが製品又はサービスを提供している販売先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（直近事業年度における、役員報酬以外で、個人の場合は年間5百万円、団体の場合は12百万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。）を受けている法律専門家、会計専門家、コンサルタント又は顧問（当該財産上の利益を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
5. 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
6. 当社から一定額（過去3事業年度の平均で年間10百万円）を超える寄付又は助成を受けている者（当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者）
7. 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（直近事業年度末における借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
8. 当社グループの主要株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者）又は当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者
9. 社外役員の相互就任関係（当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係）となる他の会社の業務執行者
10. 過去5年間に於いて、上記2から9に該当していた者
11. 上記1から10に該当する者（重要な地位にある者（取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに法律事務所に所属する者のうち弁護士、監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員その他同等の重要性を有すると客観的・合理的に判断される者）に限る。）の配偶者及び二親等内の親族
12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じ得るなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

なお、上記2から11までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が独立性を有する社外役員として相応しいと判断する場合は、判断する理由を示した上で、例外的に独立性を有する社外役員候補者とする場合がある。

以上

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中村泰三氏は、本定時株主総会の終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
<p>やまざわ しげる 山澤 茂 (昭和30年4月21日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和51年 3月 当社入社 平成10年 4月 当社営業本部営業推進部長 平成16年 4月 当社国内営業本部副本部長 平成18年 6月 当社執行役員 平成19年 6月 当社上席執行役員国内営業本部長 平成27年 4月 当社上席執行役員グローバルコマーシャル本部副本部長 平成30年 4月 当社上席執行役員グローバルオペレーション本部副本部長(現任)</p>	40,538株

監査役候補者とした理由

山澤 茂氏は、国内外の取引先に対する営業を中心に要職を歴任しており、販売現場における不正の予防やリスクの回避について十分な見識と経験を有するとともに、当社グループ全体の業務内容にも精通していることから、当社監査役として適任であると判断し、同氏を新たに監査役候補者としております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

山澤 茂氏と当社との間には、特別の利害関係はございません。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期の業績、従来支給した取締役賞与の額その他諸般の事情を総合的に勘案し、当期末時点の取締役（社外取締役を除く。）6名に対し総額12百万円の取締役賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

1 企業集団の現況

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、米国では良好な雇用・所得環境を背景に個人消費が堅調に推移し、欧州では好調な輸出が牽引役となるなど、景気は総じて回復基調で推移いたしました。また、国内経済は、個人消費の伸びは緩慢なものにとどまりましたが、企業業績の拡大や設備投資の増加などにより、景気回復の動きが持続いたしました。

当社グループを取り巻く経営環境は、ゲーミング市場では、ドイツにおけるゲーム機に関する基準改定（仕様変更）などにより、欧州地域は好調であったものの、主力市場の北米地域は、新規やりリニューアルオープンのカジノホールが減少するなど軟調に推移いたしました。これに対し、コマース（金融・流通・交通等）市場では、世界各地域における景気の回復傾向に合わせて堅調な需要がみられました。一方、日本国内を対象とする遊技場向機器市場では、業界における規制強化を受けて、顧客であるパチンコホールの設備投資意欲が減退するなど、厳しい状況が続きました。

このような状況において、当社グループでは、ゲーミング市場向けには、既存製品である紙幣識別機ユニット及びプリンターユニットの市場シェアの確保に注力するとともに、周辺機器などの新規商材の販売にも努めました。また、コマース市場向けには、経済発展が著しいアジア地域における市場開拓と、高付加価値製品の販売促進に取り組むなど事業拡大に向けた動きを加速させました。その一方で、遊技場向機器市場については、近年の業界の動向や、規制の強化による市場縮小の傾向に鑑み、営業拠点の統廃合をはじめとした固定費の削減や在庫の圧縮など、市場が低成長下にあっても収益を確保できる体制の再構築を目指し、抜本的な事業の構造改革に着手し、その一環としてアミューズメント事業（ゲームセンターの運営）からの撤退などを行いました。

以上のような取組みの結果、当期の売上高は、298億60百万円（前期比1.2%減）となり、利益面では、経費の増加を吸収しきれず、営業利益は13億72百万円（前期比21.7%減）、経常利益は11億52百万円（前期比24.9%減）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、遊技場向機器事業における事業構造改革のための費用の計上などもあり、9億24百万円（前期比8.7%減）となりました。

なお、当期の平均為替レートは、米ドル112.05円（前期109.43円）、ユーロは127.24円（前期120.57円）で推移いたしました。また、決算期末の時価評価に適用する期末日為替レートは、米ドル106.31円（前期112.18円）でありました。

（ご参考）

売上高

第64期	前期比	第65期
30,230 百万円	1.2%減	29,860 百万円

営業利益

第64期	前期比	第65期
1,752 百万円	21.7%減	1,372 百万円

経常利益

第64期	前期比	第65期
1,533 百万円	24.9%減	1,152 百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第64期	前期比	第65期
1,012 百万円	8.7%減	924 百万円

セグメント別の売上高の状況については、以下のとおりであります。

区分	第64期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	第65期（当期） 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	前期比増減額	同増減率
グローバルゲーミング	16,353 百万円	15,367 百万円	△986 百万円	△6.0 %
海外コマーシャル	3,466	3,797	331	9.6
国内コマーシャル	2,234	2,664	429	19.2
遊技場向機器	8,176	8,031	△144	△1.8
合計	30,230	29,860	△369	△1.2

（注）△は減少を示しております。

グローバルゲーミング

売上高
15,367百万円
前期比6.0%減

欧州地域ではドイツにおいて本年11月に実施予定のゲーム機に関する基準改定（仕様変更）に伴う買替需要が増加いたしました。北米地域における紙幣識別機ユニット等の需要が減少したことなどにより、当セグメントの売上高は減少いたしました。



海外コマース

売上高
3,797百万円
前期比9.6%増

北米地域の金融市場向け紙幣識別機ユニットの販売は減少いたしました。欧州地域における紙幣還流ユニットの販売が好調であったことなどにより、当セグメントの売上高は増加いたしました。



国内コマース

売上高
2,664百万円
前期比19.2%増

OEM顧客向けの貨幣処理機器ユニット及び紙幣還流ユニットの販売が好調に推移したことなどにより、当セグメントの売上高は増加いたしました。



遊技場向機器

売上高
8,031百万円
前期比1.8%減

近年の業界動向及び規制の強化による全般的な市況の低迷により、前期に実施した他社事業の譲受けの効果が活かせなかったことなどにより、当セグメントの売上高は減少いたしました。



②設備投資の状況

当期の設備投資の総額は、7億46百万円であります。

その主な内容は、生産用金型4億84百万円等であります。

③資金調達の状況

当社は、平成29年3月10日に開催した取締役会の決議に基づき、同年3月28日に行使価額修正条項付第2回新株予約権を発行し、同年7月18日をもって当該新株予約権が全て行使されたことにより32億79百万円の資金を調達いたしました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成29年4月1日をもって、連結子会社JCMシステムズ株式会社の国内金融・流通・交通市場向け貨幣処理機器等の販売事業を吸収分割により承継いたしました。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

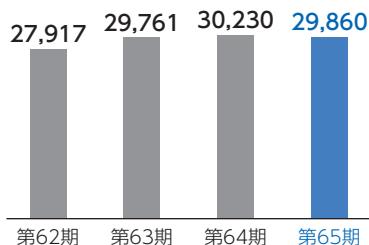
(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第62期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第63期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	第64期 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	第65期(当期) 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
売上高(百万円)	27,917	29,761	30,230	29,860
経常利益(百万円)	2,166	1,142	1,533	1,152
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	1,486	357	1,012	924
1株当たり当期純利益	55円11銭	13円27銭	37円71銭	31円58銭
総資産(百万円)	42,511	40,428	39,755	40,574
純資産(百万円)	29,427	29,252	28,937	32,874

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

売上高

(単位：百万円)



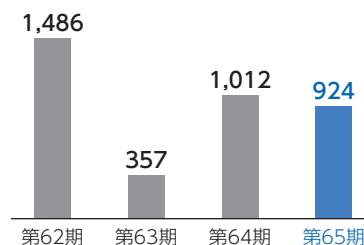
経常利益

(単位：百万円)



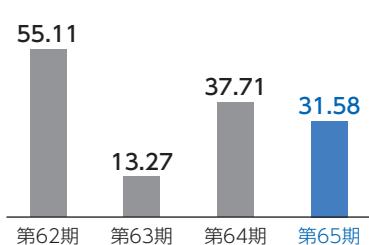
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
JCMシステムズ株式会社	100,000 千円	100 %	遊技場向機器等の販売、設置工事、保守
JCMメイホウ株式会社	50,000 千円	(100)	遊技機等の販売
JCM AMERICAN CORP.	7,200 千米ドル	100	貨幣処理機器等の販売
JCM INNOVATION CORP.	1 千米ドル	(100)	傘下グループの事業管理
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	—	(100)	プリンターユニットの製造・販売事業の管理
JCM EUROPE GMBH.	1,650 千ユーロ	100	貨幣処理機器等の販売
JCM EUROPE (UK) LTD.	127 千ポンド	(100)	貨幣処理機器等の販売 プリンターユニットの販売・修理
JCM GOLD (H.K.) LTD.	17,500 千香港ドル	100	貨幣処理機器等の製造
SHAFTY CO.,LTD.	7,500 千香港ドル	100	関係会社への不動産の賃貸
JCM CHINA CO.,LTD.	500 千人民元	(100)	貨幣処理機器等の製造・販売支援
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	5,000 千タイバーツ	100	ソフトウェアの開発

(注) 1. 当期末における当社の連結子会社は上記を含む13社であります。

2. 当社の議決権比率欄の()内は、当社子会社による間接所有であります。

3. FUTURELOGIC GROUP, LLC.の資本金については、当該会社が米国法上のLimited Liability Companyであり、資本金の概念と正確に一致するものがないことから記載しておりません。

③その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

中長期的な事業環境につきましては、世界経済は、全体として景気は緩やかに成長を続けることが期待されますが、米国の通商・外交政策等の動向、中国の不動産バブルや過剰債務問題による減速懸念、英国のEU離脱交渉及び近隣諸国における地政学的リスクなどの要因により、先行きの不透明感は依然として高いものと考えられます。また、このような世界の政治・経済情勢による為替相場や株式市場など日本経済に及ぼす影響が懸念されます。

次期における当社グループを取り巻く事業環境について、コマーシャルセグメントでは新製品の投入による新たなマーケットへの進出やアジアを中心とする新興諸国における潜在需要の獲得による売上げの拡大を見込む一方で、ゲーミングセグメントや遊技場向機器セグメントでは、日本のIR実施法による新たな市場の創出が引き続き期待されるものの、その規模は世界的に見れば限定的であり、一定の効果は期待できるものの、飛躍的な需要の拡大には至らないと考えております。

このような環境を踏まえ、当社グループでは、まずは収益力の強化と、そのために必要な収益基盤の再構築を最優先課題として認識し、市場のニーズに応える収益力の高い製品の開発強化と、同製品の市場への浸透に努めるとともに、市場規模の縮小が進む遊技場向機器セグメントを中心に、棚卸資産の健全化、営業拠点の統廃合や人員の再配置などを通じて、事業体質の強化に取り組んでまいります。

また、長期ビジョンとして、2021年以降の新しい時代の変化に耐えうる当社グループの事業基盤づくりにも取り組んでまいります。特に、近年電子マネーや仮想通貨などを推進する動きが世界各地で進んでいることに鑑み、キャッシュレス化やAIなど、新時代に対応したビジネスモデル構築のための研究開発を進めてまいります。

これらの動きを加速するためにも、執行役員への権限移譲を進め、業務執行のスピードを高める一方で、ゲーミングビジネスにおいて最重要視されるコンプライアンスを柱とするガバナンス体制を既に米国を中心に構築しておりますが、今後は当社を中心に国内外のグループ会社との連携強化を進めることにより、さらに強固な体制へと発展させてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループの今後の発展に向けた取組みに対するご理解と、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成30年3月31日現在)

主要製品	製品細目等	用途等
貨幣処理機器 ※該当セグメント ・グローバル ゲーミング ・海外コマース ・国内コマース	紙幣識別機ユニット	ゲーム機、自動販売機等の紙幣受取部として使用されます。
	紙幣還流ユニット	紙幣の受取りと払出しを行い、受取った紙幣を一時保管した後、釣銭等として払い出す（還流）ことが可能な装置であり、ATM端末等で使用されます。
	プリンターユニット	主にカジノのスロットマシンに搭載するプリンターとして使用されます。
	自動納金機	異金種が混在している貨幣の金種を選別し、枚数を計数した上で保管する装置で、タクシー営業所等で使用されます。
	入出金機・釣銭機	スーパーマーケット等、来店客との金銭授受の頻度が高く、また、金銭管理の正確化・効率化を必要とする場所で使用されます。
	紙幣鑑別機	金融機関の外国為替窓口等で紙幣の真偽鑑別手段として使用されます。
	OEM端末機	他社に対してOEM供給する製品であります。
遊技場向機器 ※該当セグメント ・遊技場向機器	外貨両替機	主に訪日外国人旅行客向けに、日本円と複数の外貨との双方向の両替を1台で行う製品であり、金融機関、宿泊施設等で使用されます。
	メダル自動補給システム	パチンコ店のパチスロ機等に不足するメダルを補給し、また、オーバーフローしたメダルを自動的に回収、洗浄する装置であります。
	iクリアシステム	パチンコ店にて玉及びメダル貸出しに係る総合的な管理を行うほか、第三者機関を通じて透明性の高い健全な玉・メダルの貸出しを実現する、電子認証システム協議会のシステムであります。
	景品POSシステム	パチンコ店のカウンターに設置され、遊技客が獲得した玉及びメダルの景品交換と、景品在庫を管理するシステムであります。
	パチスロ機・パチンコ機	パチンコ店において遊技機として使用されます。
	貨幣払出機	景品交換所において、金額に応じた貨幣を払い出す目的で使用されます。
環境関連機器	パチンコ店等で空気清浄用に使用されます。	

(注) 1. 各事業セグメントにおいて取り扱う製品の多くが重複していることから、本表については従来どおり主要製品ごとに表記を行っております。なお、該当セグメントは、各主要製品を取り扱う事業セグメントを表しております。

2. アミューズメント事業(ゲームセンターの運営)については、平成30年2月28日をもって廃止しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (平成30年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
日本金銭機械株式会社 (当社)	本社	大阪市平野区
	東京本社	東京都中央区
	長浜工場	滋賀県長浜市
JCMシステムズ株式会社	本社	東京都中央区
JCMメイホウ株式会社	本社	東京都台東区
JCM AMERICAN CORP.	本社	米国 ネバダ州
JCM INNOVATION CORP.	本社	米国 ネバダ州
FUTURELOGIC GROUP, LLC.	本社	米国 ネバダ州
JCM EUROPE GMBH.	本社	ドイツ デュッセルドルフ市
JCM EUROPE (UK) LTD.	本社	英国 ミルトンキーネズ市
JCM GOLD (H.K.) LTD.	本社	香港
SHAFTY CO.,LTD.	本社	香港
JCM CHINA CO.,LTD.	本社	中国 広東省
J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	本社	タイ バンコク市

(注) JCMシステムズ株式会社の登記上の本店は大阪市平野区であります。

(7) 従業員の状況 (平成30年3月31日現在)**① 企業集団の従業員の状況**

従業員数	前期末比増減
672 名	3 名減

(注) 1. 上記には準社員153名は含んでおりません。
2. 事業のセグメント別に従業員数を区分することは困難なため区分しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
270 名	16 名増	43.3 歳	14.8 年

(注) 上記には派遣出向社員123名及び準社員54名は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成30年3月31日現在)

①発行可能株式総数	118,000,000株
②発行済株式の総数	29,662,851株
③株主数	19,624名
④大株主（上位10名）	

株主名	持株数	持株比率
上東興産株式会社	4,661,713 株	15.73 %
上東 宏一郎	2,707,246	9.13
上東 洋次郎	1,458,283	4.92
上東 好子	638,600	2.15
株式会社りそな銀行	563,343	1.90
株式会社三井住友銀行	503,724	1.70
トーターエンジニアリング株式会社	416,474	1.41
日本生命保険相互会社	403,226	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	357,600	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	352,000	1.19

(注) 持株比率は自己株式21,056株を控除して計算しております。

(2)新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成30年3月31日現在）

発行決議日	平成27年8月20日	
新株予約権の数	147個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 14,700株（新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の払込金額	1個当たり122,700円（1株当たり1,227円）（注2）	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円	
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項	（注3）	
新株予約権の行使可能期間	平成27年9月5日から平成57年9月4日まで	
新株予約権の行使の条件	（注4）	
当社役員の保有状況	取締役（注5）	新株予約権の数 125個 目的となる株式数 12,500株 保有者数 4名

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した公正価額であり、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権と相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。
3. 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における資本金及び資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとします。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 新株予約権の行使の条件
- ①新株予約権者は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。
- ②当社が策定した中期経営計画の目標である第63期（平成28年3月期）から第65期（平成30年3月期）までの3期累計の連結営業利益額（以下、「累計連結営業利益額」といいます。）63億円に対して、新株予約権の行使可能割合を以下のとおり定めております。
- イ 累計連結営業利益額63億円超 各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権（以下、「割当新株予約権」といいます。）の行使可能割合 100%
- ロ 累計連結営業利益額60億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
- ハ 累計連結営業利益額57億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
- ニ 累計連結営業利益額57億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
- なお、計算の結果1個に満たない新株予約権の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、権利行使可能分以外の割当新株予約権は失効することとします。
- ③累計連結営業利益額の判定においては、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき連結営業利益の概念に重要な変更があった場合には、合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を当社の取締役会にて定めるものとします。

- ④当社の取締役を中途退任した場合は、下記の区分に応じて行使可能な個数を決定しております。
- イ 割当日から第63期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合
付与された新株予約権は行使できません。
 - ロ 第63期定時株主総会の開催日から第64期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合、次の区分に応じ、権利行使可能な個数を決定します。
 - a 第63期の連結営業利益が19億円超 割当新株予約権の行使可能割合 100%
 - b 第63期の連結営業利益が18億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
 - c 第63期の連結営業利益が17億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
 - d 第63期の連結営業利益が17億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
 - ハ 第64期定時株主総会の開催日から第65期定時株主総会の開催日前日までに退任した場合、次の区分に応じ、権利行使可能な個数を決定します。
 - a 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が39億円超 割当新株予約権の行使可能割合 100%
 - b 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が37億円超 割当新株予約権の行使可能割合 60%
 - c 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が35億円超 割当新株予約権の行使可能割合 30%
 - d 第63期及び第64期の連結営業利益の合計額が35億円以下 割当新株予約権の行使可能割合 0%
- ⑤新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。
- ⑥その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
5. 中途退任した取締役1名及びその者に係る新株予約権の数等を控除して記載しております。

②当期中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成29年3月10日開催の取締役会において、第三者割当による行使価額修正条項付第2回新株予約権の発行を決議し、同年3月28日に野村證券株式会社にて全て割り当てた当該新株予約権は、同年7月18日をもって全ての行使を完了しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	上 東 宏一郎	上東興産株式会社 代表取締役
代表取締役社長	上 東 洋次郎	JCM EUROPE GMBH.代表取締役
常務取締役	牧 比佐史	社長補佐
常務取締役	伊 澤 輝	JCM AMERICAN CORP.代表取締役 JCM INNOVATION CORP.代表取締役
取締役	高 垣 豪	上席執行役員 経営企画本部長
取締役	吉 村 泰 彦	JCMシステムズ株式会社 代表取締役 一般社団法人電子認証システム協議会 代表理事
取締役(社外取締役)	ブライアン・アンドリュー・スミス	
取締役(社外取締役)	吉 川 興 治	弁護士(馬場・高橋法律事務所) NCS&A株式会社 社外監査役
常勤監査役	中 村 泰 三	
常勤監査役(社外監査役)	上 野 光 宏	
監査役(社外監査役)	小 泉 英 之	公認会計士(小泉公認会計士事務所代表) 株式会社千趣会 社外監査役
監査役(社外監査役)	森 本 宏	弁護士(弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO) 株式会社千趣会 社外監査役 岩井コスモ証券株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス及び吉川興治の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 常勤監査役 上野光宏、監査役 小泉英之及び森本 宏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役 中村泰三氏は、ステラケミファ株式会社の経理部マネージャー、JCMメイホウ株式会社の管理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 小泉英之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役 プライアン・アンドリュウ・スミス、吉川興治、常勤監査役 上野光宏及び監査役 小泉英之の4氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は11名で構成されており、取締役を兼務していない執行役員は次の10名であります。

氏名	主要な担当業務
寺岡路正	上席執行役員 国内関連事業統轄部長
山澤茂	上席執行役員 グローバルオペレーション本部副本部長
井内良洋	上席執行役員 生産本部担当
中尾晴昭	上席執行役員 品質本部担当
中谷議人	執行役員 生産本部長
岩井一郎	執行役員 品質本部長
長谷川 誠	執行役員 グローバルオペレーション本部長
武田敬之	執行役員 ゲーム開発企画専任担当 J-CASH MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役
四方賢	執行役員 経営企画本部副本部長 兼 グローバルオペレーション本部副本部長
今井崇智	執行役員 JCM AMERICAN CORP.取締役 兼 経営企画本部副本部長

②当期中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

③取締役及び監査役の報酬等

当期に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績変動報酬	
				賞与	ストック・オプション
取締役 (うち社外取締役)	8名 (2)	182百万円 (10)	165百万円 (10)	12百万円 (-)	5百万円 (-)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	39 (29)	39 (29)	- (-)	- (-)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	221 (39)	204 (39)	12 (-)	5 (-)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額200万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、別枠で、平成27年6月25日開催の第62期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額700万円以内と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月27日開催の第54期定時株主総会において月額800万円以内と決議いただいております。
 4. 上記の報酬等の総額には、平成30年6月27日開催の第65期定時株主総会において付議いたします取締役6名（社外取締役を除く。）に対する賞与支給予定額1200万円が含まれております。
 5. スtock・オプションは、取締役4名（社外取締役を除く。）に対するものであります。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役 吉川興治氏は、弁護士（馬場・高橋法律事務所）ですが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、NCS&A株式会社の社外監査役を兼務しており、当社は同社に対し、情報システムの保守管理業務を委託しております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士（小泉公認会計士事務所代表）ですが、当社と同事務所との間には特別な関係はありません。また、同氏は、株式会社千趣会の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別な関係はありません。

- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士（弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO）であり、当社は同法人と顧問契約を締結しております。また、同氏は、株式会社千趣会及び岩井コスモ証券株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と両社との間には特別な関係はありません。

□. 当期における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

氏名等	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス	18回中18回	100%	—	—
社外取締役 吉川 興治	18回中18回	100%	—	—
社外監査役 上野 光宏	18回中18回	100%	16回中16回	100%
社外監査役 小泉 英之	18回中18回	100%	16回中16回	100%
社外監査役 森本 宏	18回中16回	88.9%	16回中14回	87.5%

b. 取締役会又は監査役会における発言状況

- ・社外取締役 ブライアン・アンドリュー・スミス氏は、豊富な国際経験と過去の経営者としての専門的な知見に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外取締役 吉川興治氏は、検察官及び弁護士として長年培ってきた高度な専門的知識に基づいて、必要に応じて客観的かつ適切な助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 上野光宏氏は、金融機関等における豊富な国際経験と様々な事業リスクに関する幅広い知識と対応経験に基づいて、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・社外監査役 小泉英之氏は、公認会計士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、企業経営の健全性を確保するための助言・提言を行っております。

- ・社外監査役 森本 宏氏は、弁護士としての専門的見地から、公正・中立な意見の表明を行い、意思決定の妥当性、取締役の業務執行等の適法性を確保するための助言・提言を行っております。

八. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

①名称 新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

区分	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. JCM AMERICAN CORP.、JCM EUROPE GMBH.、JCM GOLD (H.K.) LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥会計監査人が過去2年間に業務の停止処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、利益還元に関する基本方針として、成長戦略の実現による利益の拡大を通じた配当額の増加と、株主の皆様への利益還元である配当の安定的な実施という両面を勘案して、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することとしております。

当期の期末配当金につきましては、期初の予想どおり1株当たり8.5円（中間配当金と合わせて年間17円）といたしました。これにより当期の連結配当性向は53.8%、純資産配当率は1.6%となります。

内部留保金につきましては、今後の事業展開に有益な業務・資本提携やM&Aなどの戦略的投資、新規市場開拓に必要となる人材・研究開発投資など、将来に向けた成長確保のために有効に活用してまいります。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は株式の大量買付けであっても、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量買付行為の中には、特定の分野の事業や資産、技術、ノウハウのみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社グループの企業価値の源泉は、永年にわたって培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、将来を見越した基礎研究や技術開発の実践を通じて、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めることにあります。

このような当社の企業価値の源泉を理解せず、当該企業価値の向上、ひいては株主共同の利益に資さない大量買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような買収に対しては、当社は必要かつ相当な対応策を講じることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

②基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、創業以来培ってきた紙幣の鑑識別・搬送等を中心とした貨幣処理に関する技術力と安定的な財務基盤を背景に、世界のあらゆる市場に対して広範囲にわたる貨幣処理省力化機器等の開発・製造・販売を進めるなど、グループとして特徴ある事業展開を行っております。

当社はこれら特徴ある事業を通じて経済、社会の発展に貢献するとともに、時代のニーズに応じた社会環境やセキュリティ体制作りに寄与しており、今後も高品質・高性能の当社製品が市場で広く認知され、各分野に浸透していくことを目指す所存であります。

また、株主の皆様への利益還元につきましては、連結配当性向30%以上を基本に、純資産配当率にも配慮して決定することを方針として掲げており、今後も当該方針に従った利益還元を実施してまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成29年6月28日開催の第64期定時株主総会において、現在の当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」という。）につき株主の皆様のご承認をいただいております。その具体的内容は次のとおりであります。

- イ. 当社株式の保有割合が20%以上となる買付行為を行う買付者等に対し、当該買付け等の実施前に意向表明書を、また、意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断や当社取締役会の意見形成等に必要な情報提供を求めます。
- ロ. 当社取締役会は、提供された情報の評価・検討、買付者等との交渉等あるいは当該買付け等に対する意見形成や代替案の策定等を行うための時間的猶予として、内容に応じて60日又は90日の評価期間を設定する。
- ハ. 当社取締役会は、上記評価期間内において買付内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉を行い、株主の皆様にご代替案の提示を行う。評価期間内に本プランの発動又は不発動の決定に至らない場合は最大30日間（初日不算入）評価期間を延長できる。
- ニ. 当社取締役会は、その判断の客観性・合理性を担保するため特別委員会を設置し、その勧告を最大限尊重して、最終的な決定を下す。特別委員会から本プラン発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、可能な限り最短の期間で株主総会を招集し、本プラン発動に関する議案を付議する。

ホ. 本プランが発動された場合、新株予約権の無償割当ての方法をとり、当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有株式1株につき1個以上の割合で、本新株予約権を割当てる。

ヘ. 新株予約権割当て後、当社は特定大量保有者等、非適格者以外の者の有する未行使の新株予約権を全て取得し、これと引換えに本新株予約権1個に当社普通株式1株を交付する。

④上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値の向上、ひいては株主共同の利益を確保しようとするものであり、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものではありません。

また、本プランは、i. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足すること、ii. 株主意思を重視するものであること（有効期間は平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時まででありませんが、有効期間満了前であっても株主の皆様意向により廃止が可能であること）、iii. 合理的かつ客観的な発動事由が設定されていること、iv. 特別委員会を設置していること、v. デッドハンド型・スローハンド型買収防衛策ではないことから、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

事業報告の表示について

本事業報告の金額、比率及び株式数の表示方法は、次のとおりであります。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 売上高及び利益の増減比並びに社外取締役の取締役会、社外監査役の取締役会及び監査役会への出席率は、四捨五入により小数点第1位まで、持株比率は四捨五入により小数点第2位まで表示しております。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	27,617,781
現金及び預金	8,908,786
受取手形及び売掛金	6,373,385
有価証券	90,553
商品及び製品	7,643,992
仕掛品	557,802
原材料及び貯蔵品	2,957,304
繰延税金資産	436,009
その他の流動資産	844,838
貸倒引当金	△194,891
固定資産	12,957,169
有形固定資産	4,967,151
建物及び構築物	1,823,138
機械装置及び運搬具	123,376
土地	1,795,242
リース資産	6,627
その他の有形固定資産	1,218,765
無形固定資産	5,899,315
のれん	2,052,272
技術資産	301,341
顧客関連資産	3,011,584
商標	404,088
ソフトウェア	97,748
その他の無形固定資産	32,280
投資その他の資産	2,090,702
投資有価証券	1,257,915
退職給付に係る資産	538,250
その他の投資等	349,226
貸倒引当金	△54,690
資産合計	40,574,951

科目	金額
負債の部	
流動負債	6,956,573
支払手形及び買掛金	3,291,816
リース債務	29,408
未払法人税等	776,180
賞与引当金	391,096
役員賞与引当金	12,000
繰延税金負債	20,889
事業構造改善引当金	133,930
その他の流動負債	2,301,252
固定負債	744,267
リース債務	13,614
繰延税金負債	466,560
その他の固定負債	264,092
負債合計	7,700,840
純資産の部	
株主資本	32,472,240
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,759,048
利益剰余金	27,515,256
自己株式	△19,010
その他の包括利益累計額	387,886
その他有価証券 評価差額金	443,467
為替換算調整勘定	△55,580
新株予約権	13,984
純資産合計	32,874,111
負債・純資産合計	40,574,951

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	29,860,720
売上原価	18,426,191
売上総利益	11,434,529
割賦販売未実現利益戻入額	52,886
割賦販売未実現利益繰入額	11,420
差引売上総利益	11,475,994
販売費及び一般管理費	10,103,841
営業利益	1,372,152
営業外収益	
受取利息	6,252
受取配当金	16,549
その他	44,223
	67,025
営業外費用	
支払替の利息	29,875
為替差損	254,606
その他	2,672
経常利益	287,155
特別利益	1,152,023
固定資産売却益	327
投資有価証券売却益	3,786
受取和解金	2,241,000
	2,245,114
特別損失	
固定資産除却損	5,872
固定資産売却損	2,602
減損損失	13,550
訴訟関連費用	483,758
事業整理費用	235,378
事業構造改善費用	133,930
	875,092
税金等調整前当期純利益	2,522,045
法人税、住民税及び事業税	1,259,618
法人税等調整額	338,053
	1,597,672
当期純利益	924,373
親会社株主に帰属する当期純利益	924,373

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	13,755,489
現金及び預金	5,693,633
受取手形	130,139
売掛金	3,412,997
商品及び製品	818,133
仕掛品	554,912
原材料及び貯蔵品	976,613
前払費用	63,794
未収入金	863,105
関係会社短期貸付金	1,073,731
繰延税金資産	175,038
その他の流動資産	51,120
貸倒引当金	△57,732
固定資産	9,325,908
有形固定資産	4,118,204
建物	1,495,716
構築物	6,654
機械及び装置	21,513
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,103,486
リース資産	6,627
土地	1,449,868
建設仮勘定	34,336
無形固定資産	85,895
ソフトウェア	53,890
ソフトウェア仮勘定	25,400
その他の無形固定資産	6,605
投資その他の資産	5,121,808
投資有価証券	1,234,226
関係会社株式	1,014,339
出資	4,930
関係会社出資金	606,224
関係会社長期貸付金	1,700,960
長期前払費用	36
会員権	52,350
前払年金費用	532,198
その他の投資等	26,192
貸倒引当金	△49,650
資産合計	23,081,397

科目	金額
負債の部	
流動負債	3,006,508
支払手形	3,169
買掛金	1,543,171
リース債務	1,363
未払金	1,037,026
未払法人税等	39,056
未払費用	72,047
前受金	2,814
賞与引当金	260,823
役員賞与引当金	12,000
その他の流動負債	35,036
固定負債	539,785
繰延税金負債	386,247
リース債務	5,680
その他の固定負債	147,857
負債合計	3,546,294
純資産の部	
株主資本	19,091,342
資本金	2,216,945
資本剰余金	2,759,048
資本準備金	2,063,905
その他資本剰余金	695,142
利益剰余金	14,134,358
利益準備金	274,318
その他利益剰余金	13,860,039
別途積立金	12,524,761
繰越利益剰余金	1,335,278
自己株式	△19,010
評価・換算差額等	429,776
その他有価証券	429,776
評価差額金	
新株予約権	13,984
純資産合計	19,535,103
負債・純資産合計	23,081,397

損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商 品 及 び 製 品 売 上 高	6,822,999	
役 務 収 入	3,135,338	9,958,338
売上原価		6,171,815
売 上 総 利 益		3,786,522
販売費及び一般管理費		3,614,100
営 業 利 益		172,421
営業外収益		
受 取 利 息	125,404	
受 取 配 当 金	926,649	
業 務 受 託 料	169,938	
受 取 賃 貸 料 入	37,634	
雑 収	16,495	1,276,121
営業外費用		
支 払 利 息	27,306	
業 務 受 託 原 価	174,474	
賃 貸 収 入 原 価	37,634	
為 替 差 損	280,157	
雑 損	1	519,574
経 常 利 益		928,968
特別利益		
固 定 資 産 売 却 益	300	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,786	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	385,946	390,033
特別損失		
固 定 資 産 売 却 損	2,602	
固 定 資 産 除 却 損	5,854	
製 品 売 却 益 修 正 損	22,759	31,217
税 引 前 当 期 純 利 益		1,287,784
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	68,366	
法 人 税 等 還 付 税 額	△61,483	
法 人 税 等 調 整 額	209,369	216,252
当 期 純 利 益		1,071,531

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

平成30年5月21日

新日本有限責任監査法人

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 藤田 立雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限
責 任 社 員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本金銭機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本金銭機械株式会社
取締役会 御中

平成30年5月21日

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤田 立雄 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗原 裕幸 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本金銭機械株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号本文の基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

日本金銭機械株式会社 監査役会

常勤監査役	中村 泰三 ㊞
常勤監査役 (社外監査役)	上野 光宏 ㊞
監査役 (社外監査役)	小泉 英之 ㊞
監査役 (社外監査役)	森本 宏 ㊞

以上

